

こども医療センターでは 一般名処方を行っています

昨今の医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、薬局において患者さんが円滑にお薬が受け取れるように、当センターでは一般名処方を行っています。

【一般名処方とは】

先発医薬品の商品名あるいは後発医薬品（ジェネリック医薬品）の銘柄表記で処方するのではなく、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、薬局は手持ちのお薬で調剤することも可能となり、患者さんは同一成分のお薬が複数あれば、その中からご自身で選ぶこともできます。

一般名処方のイメージ

商品名あるいは銘柄表記による処方

原則、表記医薬品で調剤

○○○○錠 10mg 2錠
(商品名又は銘柄名 + 効能 + 含量)
1日2回 朝食後・就寝前 ○日分

一般名処方

有効成分が同一であれば、
どの医薬品も調剤可能

【般】△△△△錠 10mg
(一般的名称 + 効能 + 含量)
1日2回 朝食後・就寝前 ○日分

患者さんへのお願い

～医薬品の供給が難しくなっています～

当センターでは、医薬品卸業者、製薬会社等と情報を共有しながら、できる限り医薬品の確保に努めておりますが、現在一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

このため

- 同一成分の医薬品への変更
- 同一薬効の医薬品への変更 など

を行う必要が生じる場合もございます。
その際は、必ず医師又は薬剤師が説明を致します。

ご不明な点などありましたら、お気軽にご相談ください。